

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 令和5年2月13日

**【会社名】** オーストラリア・ニュージーランド銀行  
(Australia and New Zealand Banking Group Limited)  
(Australian Business Number 11 005 357 522)

**【代表者の役職氏名】** グループ財務責任者 (Group Treasurer)  
エイドリアン・ウェント (Adrian Went)

**【本店の所在の場所】** オーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、  
コリンズ・ストリート833、9階、ANZセンター・メルボルン  
(ANZ Centre Melbourne, Level 9, 833 Collins Street, Docklands,  
Victoria 3008, Australia)

**【代理人の氏名又は名称】** 弁護士 黒丸 博善

**【代理人の住所又は所在地】** 東京都港区六本木六丁目10番1号  
六本木ヒルズ森タワー23階  
T M I 総合法律事務所

**【電話番号】** 03-6438-5511

**【事務連絡者氏名】** 弁護士 黒丸 博善  
弁護士 海江田 光

**【連絡場所】** 東京都港区六本木六丁目10番1号  
六本木ヒルズ森タワー23階  
T M I 総合法律事務所

**【電話番号】** 03-6438-5511

**【縦覧に供する場所】** 該当なし

## 1 【提出理由】

オーストラリア・ニュージーランド銀行（「ANZBGL」または「ANZ」）は、その企業グループの再編（「本再編」）を決定の上実施し、これにはANZグループの新たな上場親会社として純粋持株会社であるANZグループ・ホールディングス・リミテッド（「ANZ NOHC」）を設立することが含まれますので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第6号の3の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

ANZおよびその各子会社の親会社としてのANZ NOHCの設立は、ANZとその株主との間の2001年オーストラリア会社法（連邦）第5.1節に基づくスキーム・オブ・アレンジメント（「本スキーム」）を通じて遂行された。本スキーム実施後に行われた事業再編では、ANZの銀行事業と一定の非銀行事業のANZ銀行グループとANZ非銀行グループへの分離、ANZグループの一定の資産持分のANZ Group Services Pty Ltd（「ANZサービス会社」）への譲渡ならびにその他の資産および投資の他のグループ企業への譲渡が行われた（「本事業再編」）。本再編の概要については、2022年12月20日提出の有価証券報告書における「第一部 企業情報 - 第2 企業の概況 - 3 事業の内容」中の「(5)純粋持株会社」および「(7)最近の進展」も参照のこと。

### (1) 当該株式移転の目的

オーストラリアの金融サービス業界は急速に変化している。ANZのような伝統的な銀行事業は、主に競合する金融商品やサービス商品を提供する銀行以外の事業によって著しい混乱に直面することとなっている。これらの非銀行事業はANZのような銀行と同様の規制を受けていない。また、銀行の顧客は、相互接続されたサービスや商品、デジタル・ソリューションやプロバイダーを通じて提供されるものを含む、より優れ、よりカスタマイズされたバンキング商品やサービスを求めている。

ANZは、上記のような環境の変化を活かして、顧客と共に成長し、変化する顧客の期待に応えることを目指している。

ANZの取締役会は、本再編が以下のようにANZにとって有益に働くと考えた。

- ・ 成長や拡大、買収や第三者との提携を通じ、ANZの中核銀行事業を補完する関連の非銀行サービス、プラットフォームおよびパートナーシップなどを含む総合的な「デジタル・バンキング・エコシステム」を開発すること
- ・ デジタル時代における顧客のニーズへ対応すること
- ・ 銀行業務関連分野において他の非銀行事業と対等な立場で競争し、ANZがより良い商品とサービスを顧客に提供できるようにすること
- ・ 銀行事業分野と非銀行事業分野の双方において最適な雇用主であること
- ・ 顧客の財政的健全性の向上に努める優良な銀行であり続けること

これらは、本再編前のANZの戦略に沿うものであり、本再編後もかかる戦略は変更されない。

本再編後においても、ANZの銀行事業には本再編前と同様の健全性規制が課せられることになる。しかし、一部の非銀行事業は、銀行事業に関するAPRAの健全性基準や報告基準は全面的には課せられない。これにより、かかる非銀行事業に対して目的に適った規則、方針および手続きを適用することが可能となる。

### (2) 当該株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容その他の株式移転計画の内容

#### ( ) 株式移転の方法

本再編のうち本スキームには、以下の複数の過程が含まれる。

- ・ ANZ NOHCの設立
- ・ ANZ NOHCは、スキーム基準日（2022年12月22日）においてANZ株式（以下に定義される。）を保有していた適格株主（以下に定義される。）に対して、ANZ NOHC株式（以下に定義される。）を一对一の割合で発行し、適格株主は実施日（2023年1月3日）にANZ NOHC株式を取得した。
- ・ 非適格外国株主（以下に定義される。）が保有していたANZ株式は、実施日に（非適格外国株主のノミニニーとしての）売却代理人（以下に定義される。）に自動的に譲渡された。
- ・ ANZ NOHCは、非適格外国株主に帰属すべきANZ NOHC株式を売却代理人に対して一对一の割合で発行し、売却代理人がANZ NOHC株式を売却した代金は、売却が全てなされた後、非適格外国株主に支払われる。
- ・ 本スキームの条件に従い、ANZ NOHCは、全てのANZ株式をANZ株主から（または非適格外国株主に保有されていたANZ株式の場合は売却代理人から）取得した。

「ANZ NOHC株式」とは、ANZ NOHCの資本を構成する全額払込済み普通株式を意味する。

「ANZ株式」とは、ANZの資本を構成する全額払込済み普通株式を意味する。

「適格株主」とは、スキーム株主のうち、非適格外国株主でない者を意味する。

「非適格外国株主」とは、スキーム基準日現在においてANZ株式登録簿に記録されていた住所がオーストラリア国（およびその外部領土）外、ニュージーランド国外または一定のその他の適格な外国法域以外の地であったANZ株主を意味する。ただし、本スキームが有効となった時点において、ANZ NOHC株式をスキーム株主に対して発行することが適法であり、かつ過度な負担または実行不可能ではないとANZ NOHCが判断した場合は、この限りでない。

「売却代理人」とは、ANZBGLにより任命され、ANZ NOHC株式の売却または譲渡の促進のための販売代理人として行為し、本スキームに基づく非適格外国株主のノミニニーとして行為する機関を意味する。

「スキーム株主」とは、スキーム基準日（2022年12月22日）現在においてANZ株式登録簿に記録されていたANZ株式の保有者を意味する。

#### ( ) 株式移転に係る割当ての内容

上記( )に記載のとおり、スキーム基準日においてANZ株式を保有していた適格株主は、実施日にANZ NOHC株式を一对一の割合で取得した。

スキーム基準日においてANZ株式を保有していた非適格外国株主は、売却代理人に自動的に譲渡されたANZ株式に対して一对一の割合で発行されたANZ NOHC株式につき、売却代理人がそれを売却した代金を受領する権利を有している。

本スキームの条件に従い、ANZ NOHCは、ANZ株主から全てのANZ株式を取得した。

本スキームの実施により、グループの上場最終親会社であったANZに代わって、ANZ NOHCが、ANZとその関係会社から成るグループの新たな上場最終親会社となった。

本再編により、ANZ NOHCは1959年銀行法（連邦）上の認可純粹持株会社となった。

本再編自体においては、以下の事項は想定されていない。

- ・ ANZグループの配当支払能力に影響すること
- ・ ANZの配当支払率（配当として株主に支払われる利益の百分率）に影響すること
- ・ 配当金に関して適用可能なフランキング・クレジットの額に影響すること（ANZ NOHCの株主へのフランキング・クレジット付与能力に影響を与えることも想定されていない）。

#### ( ) その他の株式移転計画の内容

##### a. 当該株式移転の日程

2022年12月15日、ANZは、ANZグループの新たな上場親会社としてANZ NOHCを設立し、ANZの銀行事業と一部の非銀行事業を2つのグループに分離する本スキームに対して、ANZの株主が賛成票を投じたことを発表しました。2022年12月19日、ANZは、オーストラリア連邦裁判所が、本スキームを承認する命令を行ったことを発表しました。2022年12月20日、ANZは、会社法第411節(10)に従い、本スキームを承認する当該裁判所による命令をオーストラリア証券投資委員会(ASIC)に正式に提出したことを発表しました。これにより本スキームは2022年12月20日に法的に有効となった。本スキームの実施後も、ANZ規制資本証券(ANZキャピタルノートを含む。)は、その修正後の条項に従って償還、転換または償却されるまで、ANZBGLが発行したものであるとして維持され、(該当する場合は)新しいASXコードでオーストラリア証券取引所(「ASX」)における上場取引が継続し、またかかる修正後の条項は(該当する場合は)転換時の普通株式の発行者がANZ NOHCに変更される旨規定している。

本スキームの主要な日程は下記のとおりである。

事象	日時
<b>ANZ NOHCの上場</b> ASXにおいて、ANZ NOHC株式の取引が繰延決済で開始 ニュージーランド証券取引所(「NZX」)において、ANZ NOHC株式の取引が停止	2022年12月21日
<b>スキーム基準日</b> ANZ NOHC株式(または非適格外国株主の場合はANZ NOHC株式の売却代金)を取得する適格性が決定	2022年12月22日午後7時
<b>実施日</b> 適格ANZ株主がANZ NOHC株式を取得	2023年1月3日
<b>通常取引の開始</b> ASX(ASX:ANZ)およびNZX(NZX:ANZ)において、ANZ NOHC株式の通常取引が開始	2023年1月4日
<b>事業再編の開始</b> 本事業再編の実施が開始	2023年1月10日

b. その他の株式移転計画の内容

本スキームの実施後に、ANZグループは特定の事業および資産を分離する本事業再編を実施して完了させており、これは、グループ内部における様々な株式および資産の譲渡ならびにその他の会社の行為によって実行された。

本事業再編の主な過程は、以下のとおりである。

- ・ ANZBGLは、1835i信託の受益権、ワールドライン(Worldline)とのワールドライン加盟店獲得業務(アクワイアリング)ジョイント・ベンチャーの非支配持分、ならびにライゴン(Lygon)、ティーアイエヌ(TIN)およびポリネーション(Pollination)のエクイティ持分を、ANZ NBH Pty Ltd(「ANZ非銀行持株会社」)に譲渡
- ・ ANZBGLは、ANZセンター・トラスト、ANZセンター・チャテルズ・トラスト、一部の什器備品(リース物件改良資産を含む。)およびANZセンターの持分をANZサービス会社に譲渡
- ・ ANZBGLは、ANZ BH Pty Ltd(「ANZ銀行持株会社」)、ANZ非銀行持株会社およびANZサービス会社の全株式をANZ NOHCに譲渡
- ・ ANZ NOHCは、ANZBGLの全株式をANZ銀行持株会社に譲渡

(3) 株式移転に係る割当ての内容の算定根拠

本再編は、ANZグループ内部の再編であり、それ自体によってグループの全体の資産および事業または戦略に変更をもたらすものではない。

本スキームは、スキーム基準日現在のANZ株主（非適格外国株主を除く。）の経済的利益に変更をもたらすものではない。

(4) 当該株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

ANZ NOHCが設立され、ANZBGLに代わってANZグループの新たな上場親会社となった。ANZ NOHCは、純粋持株会社であり、ANZとその関係会社で構成される全ての事業体を直接または間接に保有する。

ANZ NOHCは1959年銀行法（連邦）上の認可純粋持株会社である。

ANZ NOHCの定款は、ANZ NOHCの株主の権利と義務を規定する主要な文書である。ANZ NOHCの定款の条項は、本再編前のANZBGL定款と実質的に同じものである。

商号	ANZグループ・ホールディングス・リミテッド (ANZ Group Holdings Limited)
本店の所在地	オーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、 コリンズ・ストリート833、9階、ANZセンター・メルボルン (ANZ Centre Melbourne, Level 9, 833 Collins Street, Docklands, Victoria 3008, Australia)
代表者の氏名	最高経営責任者 (Chief Executive Officer) シェイン・エリオット (Shayne Elliott)
資本金の額	未 定 (注)
純資産の額	未 定 (注)
総資産の額	未 定 (注)
事業の内容	純粋持株会社

(注) 資本金の額、純資産の額および総資産の額は、確定次第報告する予定である。